## 衛生福利部 公告

発出日:2016年1月18日

文書番号:部授食字第1041304620号

「食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の安全基準値」を改正し、名称についても改正し、「食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の基準値」とする。

改正した「食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の基準値」を添付する。

部長 蔣丙煌

食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の安全基準値に関する改正案の説明

現在「食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の安全基準値」の規制限度値は、初期にソビエト連邦チェルノブイリ原子力発電所事故が発生した後に設けたものであり、その後、国際間において放射能汚染に対するリスク評価のパラメータ及び管理原則等が修正されたため、国際上の最新の管理及びリスク評価原則を参酌し、食品安全衛生管理法(以下「食安法」とする)第 15 条第 2 項規定に基づき、食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の安全基準値(以下「本基準」とする)を改正する。改正の要点は以下の通り。

- 一 本基準の名称を「食品中の放射性降下物或いは放射能汚染の基準値」に変更する。
- 二 「乳及び乳製品」及び「ベビーフード」の「Cs134+Cs137」の限度値を改正する。
- 三 「その他食品」の「I131」及び「Cs134+Cs137」の限度値を改正する。
- 四 「飲料及び飲料水」のカテゴリを追加し、「I131」及び「Cs134+Cs137」の限度値 を設定する。
- 五 備考欄にて本基準の適用時期及び「その他食品」カテゴリの基準の適用範囲を説明する。